六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
手安小川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷（平成二十五年国土交通省告示第百六十七号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字手安
字金釜原　四四四番一
四四五番一及び四四五番二
四四七番一及び四四七番二
四四九番一及び四四九番二
四五一番一及び四五一番二
四五二番一及び四五二番二
四五三番一及び四五三番二
四五五番
四五六番一及び四五六番二
四五八番一
四六〇番一
字仲崎原
五四六番一
五四九番一
五五三番一
五五六番一
五六〇番一
五六一番一
五六二番一
五六三番一
五六五番一
五六八番一及び五六八番二
五七五番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字手安
字仲崎原　五四五番一　一号
字金釜原　四六五番一　地先道路敷　二号から五号まで
四六五番二　六号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
庵之宇都の小川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する水路及び道路のうち、その接している区間の水路敷及び道路敷

鹿児島県日置市東市来町養母
字庵ノ宇都　一六四六七番五
一六五二四番二
一六五二五番三及び一六五二五番四
一六五二八番三及び一六五二八番四
一六五二九番五から一六五二九番九まで
一六五三〇番一
一六五三一番二
一六五四五番二及び一六五四五番三
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦花部川支渓2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県奄美市名瀬大字芦花部
字仲田　一〇三九番イ　一号、二号、十一号及び十二号
一〇二〇番　三号
一〇二一番　四号
一〇〇九番　五号
一〇〇八番　六号から八号まで
一〇三六番　九号及び十号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
勝浦沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝浦
字三田　一〇二番一　地先道路敷　一号
一〇二番一　二号
五六番　三号及び四号
ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（一般国道五十八号道路敷及びイに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字勝浦
字三田　五五番一及び五五番六
五六番
五七番一
五八番

六〇番
六二番から六八番まで
六三番一
六六番一
七〇番
七二番及び七三番
七五番から八二番まで
八五番から九〇番まで
九二番及び九三番
九一番一及び九一番二
九五番及び九六番
九九番二
一〇一番
一〇二番一

○国土交通省告示第千百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年十一月二十六日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南熊沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県青森市大字岩渡
字熊沢　一四五番地先道路敷　一号で二号から六号まで
一四五番　七号
一五〇番　八号及び九号
一五四番三九　十号及び十一号
一五一番　十二号、十三号、十五号及び十六号
一五四番四八
一四七番一　十四号、十七号及び十八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
後長根沢2号
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

一八八番二
一八三番一
一六〇番三
一七九番二
一八一番一
一八五番
一八四番
一八八番一　地先河川敷
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町
字中山ノ井　一八八番一

青森県弘前市大字百沢
字寺沢　七五番　一号及び二十三号
二八六番一二　二号
二八八番二　三号から十二号まで
二八番一〇四　十三号から十九号まで
二八番四八　二十号及び二十一号
二八番四九　二十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中村沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町
字下山ノ井　七一番一
七一番二
二一番一
七七番
六六番三
七九番
八〇番一
六二番四

一号から五号まで及び三十六号
六号から八号まで及び三十一号
九号
十号及び十一号
十二号
十三号及び十四号
十五号
十六号及び十七号
三十四号及び三十五号
十八号から二十号まで
二十一号
二十二号から二十五号まで
二十六号
二十七号
二十八号及び二十九号
三十号
三十一号及び三十三号